

2016年1月スタート

「社会保障・税番号制度」で 何がどう変わるのか

個人や法人それぞれに番号を付け、行政手続きを効率化・簡素化しようという「社会保障・税番号制度」の導入が決まりました。その具体的な内容と今後の留意点について解説します。

株式会社大和総研 金融調査部
鳥毛 拓馬

2013年5月24日に、社会保障・税番号制度（以下、「番号制度」といいます）を規定した「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下、「番号法」といいます）が、参議院本会議で可決、成立しました。

社会保障・税番号（個人番号）は、2015年後半から住民1人ひとりに通知され、2016年から社会保障や税の分野などで利用が開始される予定です。

当初、番号制度は主に民主党政

権で検討されました。民主党政権下の2009年12月に公表された「平成22年度税制改正大綱」では番号制度の導入について触れ、2012年2月には民主党政権の下でマイナンバー法案が閣議決定され、国会に提出されましたが、11月の衆議院解散により廃案になりました。

今般成立した番号法は、2013年3月に現与党が閣議決定し、国会に提出したものです。

なお、「マイナンバー」という略称は、現在、政府・与党では積

極的には使われていません。番号法が民主党政権下のマイナンバー法案と異なる点として、新たに個人番号を利用した給付付き税額控除（給付と税額控除を適切に組み合わせる仕組）の事務を実施するために必要な体制の整備を検討することが明記されました。

税や社会保障の手続きが 簡略化・効率化される

番号制度が導入されると、国税

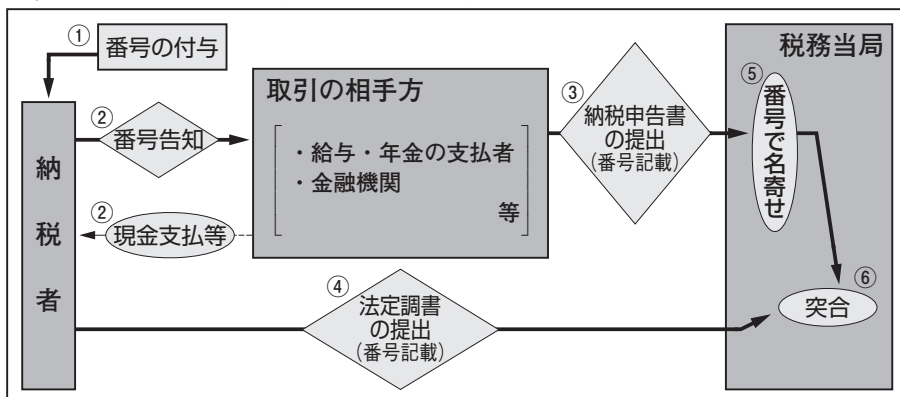
庁などの税務当局が保有する各種所得情報を番号を用いて正確かつ効率的に名寄せ・突合（マッチング）することにより、所得の過少申告や税の不正還付等を効率的に防止・是正できるとされます。

番号制度が税務面で有効に利用されるためには、番号を付与された納税者が、

① 各種の取引に際して、給与・年金等の支払者や金融機関など取引の相手方に番号を「告知」すること

② 確定申告書および取引の相手

図表1 番号制度を税務面で利用する場合のイメージ



(出所)財務省ウェブサイトを基に大和総研作成

方が、税務当局に提出すべき支払調書などの法定調書に番号を「記載」すること
の2点が必要です。
税務当局が、納税者から提出される申告書の情報と、取引の相手方から提出される支払調書などの法定調書を、番号をキーとして名寄せ・突合できるようになり、納

図表2 期待される事務手続きの簡素化

制度	手続き	利便性
国民健康保険	国民健康保険の資格取得の届出	被用者保険等から脱退した場合の「資格喪失証明書」の添付省略
健康保険	傷病手当金と厚生年金等の併給調整	年金額を証する書類の添付省略
年金	老齢厚生年金の加給年金額の加算に関する手続き	「住民票」「所得証明書」等の添付省略
雇用	職業訓練受講給付金関係業務での所得情報等の確認	世帯情報、所得情報(税、年金)の添付省略
労災	労災年金と厚生年金等の併給調整	年金額を証する書類の添付省略
児童福祉	児童扶養手当の認定請求	転入があった場合の「所得証明書」の添付省略
障害福祉	特別障害者手当の認定請求	転入があった場合の「所得証明書」の添付省略
介護保険	転入者(第1号被保険者)の介護保険料算定	連携基盤を通じた所得情報等の照会
生活保護	保護の決定実施に必要な調査	所得情報の照会年金情報の照会等

(出所)「番号法案に係る厚生労働省関係の業務について」(2013年3月21日)厚生労働省政策統括官付情報政策担当参事官室

税者の所得情報をよりの確に把握することが可能となります。
現在、名寄せ・突合は転居や結婚により変わる可能性がある「住所」や「氏名」により行なわれています。原則として生涯変わることを行なえば、より正確かつ効率的になるといわれています。

一方、社会保険の手続きでは、社会保障給付の各種申請・申告等に必要な行政機関が発行する添付書類(納税証明書等)の省略につながることを期待されています。
たとえば、住民税の賦課期日(1月1日)後に転居し、転入先に児童手当の認定請求を行なう場合、現状では転出時の市役所等で所得

証明書を取得して、転入先の市役所等に提出する必要があります。
番号制度による情報連携がなされれば、申請書に個人番号を記載することによって転出元・転入先とも情報提供ネットワークシステムを通じて情報照会することができるので、所得証明書の提出が不要になると考えられます。

個人番号についての概要

個人番号は住民票コードが変換された12桁の固有の番号です。こ

情報提供ネットワークシステムとは、行政機関等のコンピュータを接続したネットワークシステムで、暗号その他その内容を容易に復元することができない通信の方法を用いて、特定個人情報(個人番号付きの個人情報)の提供を管理するものです。
番号法に規定されたシステムで、番号法別表第二では、「情報照会者」「情報提供者」「事務の種類」「特定個人情報の種類」が定められています。
このほか、図表2のように、多くの手続きで書類の添付が省略されると期待されています。

図表3 個人番号の主な利用範囲

分野	利用範囲
税務	⇒国民が税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書等に記載。当局の内部事務等に利用
社会保障分野	年金 ⇒年金の資格取得・確認、給付を受ける際に利用 ○国民年金法、厚生年金保険法による年金である給付の支給に関する事務 ○国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法による年金である給付の支給に関する事務 ○確定給付企業年金法、確定拠出年金法による給付の支給に関する事務 ○独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給に関する事務 等
	労働 ⇒雇用保険等の資格取得・確認、給付を受ける際に利用。ハローワーク等の事務等に利用 ○雇用保険法による失業等給付の支給、雇用安定事業、能力開発事業の実施に関する事務 ○労働者災害補償保険法による保険給付の支給、社会復帰促進等事業の実施に関する事務 等
	福祉・医療・その他 ⇒医療保険等の保険料徴収等の医療保険者における手続き、福祉分野の給付、生活保護の実施等低所得者対策の事務等に利用 ○児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務 ○母子及び寡婦福祉法による資金の貸付け、母子家庭自立支援給付金の支給に関する事務 ○障害者総合支援法による自立支援給付の支給に関する事務 ○特別児童扶養手当法による特別児童扶養手当等の支給に関する事務 ○生活保護法による保護の決定、実施に関する事務 ○介護保険法による保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務 ○健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務 ○独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務 ○公営住宅法による公営住宅、改良住宅の管理に関する事務 等
災害対策	⇒被災者生活再建支援金の支給に関する事務等に利用
地方公共団体が条例で定める事務（社会保障、地方税、防災に関する事務その他これらに類する事務）	

(出所)内閣官房「社会保障・税番号制度の概要」を基に大和総研作成

の番号が、紙の通知カードによって個人に郵送で市町村長から通知されます（中長期在留者、特別永住者等の外国人住民にも個人番号が通知されます）。

通知カードには、基本4情報（氏名、住所、生年月日、性別）と個人番号が記載されます。

原則として生涯同じ番号が個人番号として使用され、自由な変更は認められません（例外として、個人番号が漏えい、盗用などによる

り不正に用いられるおそれがあると認められる場合に限り、本人の申請または市町村長の職権により変更できます）。

2016年以降に、市町村長は、住民の申請により、通知カードと引換えに、個人番号が記載された顔写真付きの個人番号カードを交付することになっています。

個人番号カードの表面には基本4情報が、裏面には個人番号が記載されます。

このカードにはICチップが埋め込まれ、カードリーダーを通じて、マイ・ポータル（国民1人ひとりが自分の番号やその取扱について確認したり、行政機関への電子申請等ができる個人用ホームページ）を利用する際に使用することなどが想定されています。

ICチップには税や年金の情報などプライバシー性の高い個人情報も記録されず、券面に記載されている情報や、公的個人認証サービス

ビスの電子証明書等に限り記録されません。

「納税者番号制度」といわれたときの案では、番号は、税務分野でのみ利用されることが検討されていきました。番号法では税務のみならず、年金、労働、福祉、医療などの社会保障分野や災害対策などの行政事務に利用されることが前提で、地方公共団体などが条例で定める社会保障、地方税、防災に関する事務などにも利用される予定です。

また、番号法では、法律で規定されているものを除き、特定個人情報の収集・保管が禁止されています。制度導入後も従来どおり個人情報は各行政機関が保有することになっています（分散管理）。

各行政機関が保有している個人情報や特定の機関に集約し閲覧するといった一元管理の方法がとられるわけではありません。

個人番号の利用範囲

個人番号の主な利用範囲としては、図表3のような場面が想定されています。民間企業には、法定調書への番号の記入など一定の業

図表4 個人番号を不正に使用等したときの罰則

個人番号を利用する者に関する罰則	個人番号利用事務等に従事する者等が、正当な理由なく、特定個人情報ファイルを提供	4年以下の懲役もしくは200万円以下の罰金または併科
	個人番号利用事務等に従事する者等が、不正な利益を図る目的で、個人番号を提供・盗用	3年以下の懲役もしくは150万円以下の罰金または併科
	情報提供ネットワークシステムの事務に従事する者等が、同事務に関する秘密の漏えい・盗用	3年以下の懲役もしくは150万円以下の罰金または併科
	国の機関等の職員が、職務以外の用に供する目的で、特定個人情報が記録された文書等を収集	2年以下の懲役または100万円以下の罰金
個人番号等を不正に取得する行為等に対する罰則	人を欺き、人に暴行を加え、もしくは人を脅迫する行為により、または財物の窃取、施設への侵入、不正アクセス行為等により、個人番号を取得	3年以下の懲役または150万円以下の罰金
	偽りその他の不正の手段により通知カードまたは個人番号カードの交付を受ける行為	6月以下の懲役または50万円以下の罰金
特定個人情報保護委員会に関する罰則	委員会の委員等が、職務上知り得た秘密を漏えいまたは盗用	2年以下の懲役または100万円以下の罰金
	委員会から命令を受けた者が、命令に違反	2年以下の懲役または50万円以下の罰金
	委員会による検査の対象者が、不報告、資料の不提出、虚偽の報告、虚偽の資料提出、質問への不答弁・虚偽の答弁、検査拒否・妨害・忌避	1年以下の懲役または50万円以下の罰金

(出所)内閣官房社会保障改革担当室参事官篠原俊博氏「番号法案の概要と地方公共団体への影響について」番号法案についての都道府県・指定都市担当課長説明会(2013年3月21日)資料から大和総研作成

務以外で、番号の利用は認められていません。ちなみに、番号制度において行政機関、地方公共団体などが行う事務を「個人番号利用事務」、民間企業などが行なう事務を「個人番号関係事務」といい、両者を合わせて「個人番号利用事務等」

とされています。個人番号関係事務実施者(「企業」)は、個人番号を収集し、その漏えい、滅失または毀損の防止その他適切な管理のために必要な措置を講じなければなりません。また、本人から個人番号の提供を受ける場合、個人番号カードま

たは通知カードおよび証明書類の提示を受ける等の本人確認が義務付けられます。

特定個人情報の保護のためになされること

(1) 特定個人情報保護評価

番号法では、法律の規定によるものを除いて、特定個人情報ファイル(個人番号を含む個人情報ファイル)の作成が禁止されます。行政機関の長、地方公共団体の長等が、特定個人情報ファイルを保有しようとするときは、特定個人情報保護評価を実施することが義務付けられます。

特定個人情報保護評価とは、特定個人情報ファイルの保有・変更にあたり、プライバシーや特定個人情報へ及ぼす影響を事前に評価し、その保護のための措置を講じる仕組みです。情報保護評価は、特定個人情報保護ファイルを保有しようとする前に実施されます。特定個人情報ファイルの取扱いを変更する場合は、再度評価を実施することとされています。

(2) 特定個人情報保護委員会

番号制度における個人情報を保護するため、内閣総理大臣の下

に、独立の第三者機関である特定個人情報保護委員会(以下、委員会)が設置されます。

委員会の主な業務・権限等としては、

- ・特定個人情報の取扱いの監視・監督(勧告・命令、立入検査など)
- ・特定個人情報保護評価に関する指針の作成・公表
- ・特定個人情報保護評価の評価書の承認

などがあります。委員会の委員長と委員は、内閣総理大臣により、両議院の同意を得て任命され、独立してその職権を行使します。委員会は委員長と6名の委員で構成され、任期は5年です。

(3) 罰則

図表4のように、個人情報保護法より重い罰則を設けるなどして、個人情報の保護に配慮します。必要に応じて、国外犯処罰規定、両罰規定が設けられています。

法人番号についての概要

国税庁長官は、法務省の有する会社法人等番号を基礎として、13

図表5 今後のスケジュール

2013年 2015年秋ごろ 2016年	<p>番号法成立 個人番号・法人番号の通知 ・個人番号カードの交付 ・順次、個人番号の利用開始</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【2016年1月から利用する手続きのイメージ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○社会保障分野（年金に関する相談・照会） ○税分野（申告書、法定調書等への記載） ○災害対策分野（要援護者リストへの個人番号記載）※ただし、事前に条例の手当てが必要 </div>
2017年	<p>情報提供ネットワークシステム、マイ・ポータルの運用開始 2017年1月より国の機関間の連携を開始。2017年7月を目途に、地方公共団体との連携についても開始</p>

(出所)内閣官房「社会保障・税番号制度の概要」を基に大和総研作成

桁の法人番号を法人等に指定通知することになっていきます。

法人番号は個人番号と異なり、原則として公表されます。利用範囲の制限等はなく、民間での自由な利用も可能とされています。

情報提供ネットワークシステムのような行政機関間の情報提供の仕組みは特に整備されません。

2015年秋ごろに法人番号の通知があり、2016年分の所得に係る個人住民税・事業税の申告書、給与支払報告書等や、2016年1月以後に開始する事業年度に係る法人住民税・事業税の申告書や同日以後に提出される申請

書・届出書等に法人番号を記載することが想定されています。

今後、国税庁ウェブサイトで法人番号と法人の基本情報が掲載される予定です。

申請・届出で記載された法人番号の真正性の確認など、必要に応じて国税庁ウェブサイトにアクセスすることになるでしょう。

「国税庁レポート2013」によると、「商号または名称」「本店または主たる事務所の所在地」「法人番号」の3つの情報については、原則として、検索・閲覧可能なサービスをホームページ等で提供するとしています。

また、国税庁では、法人番号の付番機関として、法人番号の指定等を行なう「法人番号システム(仮称)」の構築のほか、番号の利用機関として国税総合管理(KSK)システムやe・Taxなどの既存システムの改修などの準備を進めています。

今後のスケジュールと求められる準備対応

個人番号は2015年秋ごろから住民1人ひとりに通知され、2016年から利用が開始される予定になっています。今後のスケジュールを示したのが図表5です。

2016年から利用される分野は、前述の税務や年金、労働、福祉、医療などの社会保障分野、災害対策などの行政分野での一定の事務に限られます。

情報提供ネットワークシステムやマイ・ポータルの運用開始は、2017年となることが想定されています。

民間企業は、個人番号を番号法で認められた範囲での使用、すなわち法定調書等への記入などの個人番号関係事務を行なうことになります。

税務関連では、税務当局に提出する給与等の源泉徴収票への従業員の個人番号の記入、扶養控除等申告書や配偶者特別控除申告書等への従業員の配偶者や扶養親族の個人番号の記入という義務が発生します。

したがって、従業員の個人番号を収集・保管すること、そのための情報保護策を講じるといった準備が必要です。

番号制度の導入は、民間企業にとっては行政機関の事務効率化のための協力であり、そのために新たな事務負担が発生します。

つまり、法定調書提出義務者、源泉徴収義務者の個人番号の保有・管理、その真正性確保のための事務負担がかかる一方で、利用については、原則禁止されているわけです。

現行、法定調書提出義務者や源泉徴収義務者は、税務当局である国税庁や市町村との書面でのやりとりがあります。今後、そうした事務負担の軽減につながり、行政機関との情報連携を促進するなど、民間企業にとっても導入メリットのある番号制度として整備していくべきだと思います。